

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 開会
令和 6 年 1 2 月 2 5 日 閉会
(定例会第 9 回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 215 号

令和 6 年第 9 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 6 年 1 2 月 5 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
池 田 幸 恵	門 脇 輝 明
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
近 藤 大 介	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
米 本 隆 記	

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 6 年 12 月 10 日 (火曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 12 月 10 日 午前 10 時開会(開議)

1 開会(開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 出納検査結果の報告

③ 陳情付託の報告

④ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

政務報告

報告第 17 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第 5 議案第 116 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 117 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 118 号 鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議について

日程第 8 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について

(大山町社会体育施設等)

日程第 9 議案第 120 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 10 議案第 121 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 11 議案第 122 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 12 議案第 123 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 13 議案第 124 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 14 議案第 125 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 15 議案第 126 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 16 議案第 127 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 17 議案第 128 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算(第 3 号)
-

本日の会議に付した事件

1 開会(開議)宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 出納検査結果の報告

③ 陳情付託の報告

④ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

政務報告

報告第 17 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定
について

日程第 5 議案第 116 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 117 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 118 号 鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議について

日程第 8 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について

(大山町社会体育施設等)

日程第 9 議案第 120 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算(第 7 号)

日程第 10 議案第 121 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 11 議案第 122 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 12 議案第 123 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第 4 号)

- 日程第 13 議案第 124 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 14 議案第 125 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 15 議案第 126 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 16 議案第 127 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 17 議案第 128 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議事日程（第 1 日）追加議事日程〔第 1 号の追加 1〕

- 日程第 1 議員辞職について

議事日程（第 1 日）追加議事日程〔第 1 号の追加 2〕

- 日程第 2 広報常任委員会委員の選任について
 日程第 3 広報常任委員会委員長の互選結果の報告について
 日程第 4 議会運営委員会委員の選任について

出席議員（14 名）

2 番	西 本 憲 人	3 番	豊 哲 也
4 番	島 田 一 恵	6 番	池 田 幸 恵
7 番	門 脇 輝 明	8 番	大 原 広 巳
9 番	大 杖 正 彦	10 番	大 森 正 治
11 番	杉 谷 洋 一	12 番	近 藤 大 介
13 番	吉 原 美智恵	14 番	岡 田 聰
15 番	野 口 俊 明	16 番	米 本 隆 記

欠席議員（1 名）

1 番 小谷 英介

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林原 彰吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
 副町長 …………… 吉 尾 啓 介 教育次長 …………… 赤 路 卓 也
 総務課長 …………… 金 田 茂 之 地方創生監 …………… 山 根 篤 大
 財務課長 …………… 池 山 大 司

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、町民の皆様に議員討論会の開催についてご案内をいたします。
討論会のテーマは、「災害に強いまちづくりとは」です。討論会の期日は、12 月 23 日
月曜日の午前 10 時から、2 時間程度を予定しています。

当日は大山チャンネルとユーチューブで生中継いたしますが、議場への傍聴にもぜひ
おいでいただきますようお願いいたします。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。
着席してください。

開会宣告

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は 14 人です。

なお、本日の会議には、1 番 小谷英介議員から、欠席の届けが出ていますので、ご
報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和 6 年第 9 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番 豊哲也議員、
4 番 島田一恵議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 25 日までの 16 日間としたいと思います。
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 12 月 25 日までの 16 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の

職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告につづき、報告第 17 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 2 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。本日からの 12 月定例議会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和 6 年 12 月定例議会におけます政務報告といたしまして 9 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず一つ目は、韓国襄陽郡との友好都市交流についてです。10 月 2 日～5 日に襄陽郡最大のイベント「襄陽松茸・鮭祭り」に大山町・大山町議会・大山町日韓親善交流協会から 6 人を派遣し、相互交流を深めてまいりました。

また、大山町建設業協議会から別途参加の 5 名が現地の商工業者と意見交換を行う場面もあり、交流 20 周年の節目に新たな交流として経済交流がスタートしたところです。今後も引き続き、大山町と襄陽郡との友好親善交流を進めてまいります。

次に、主なイベント関係についてです。10 月 13 日に 5 年ぶりとなる「はまなすサイクリング」が行われ、町内外 95 名の方が自転車で秋の大山町内を満喫されました。

また、第 17 回大山町総合文化祭を 10 月 26 日・27 日に名和農業者トレーニングセンターを主会場に開催しました。今年度は時間を少し短くいたしましたが、展示やステージ発表への参加、物販への出店などにご協力をいただき、2 日間で 3,500 人にご来場いただき、昨年度を超える賑やかな文化祭となりました。

11 月 3 日には中山農業者トレーニングセンターを会場に「中山わいわいフェスティバル」が行われ、約 1,500 人の来場者でにぎわいました。

次に、ねんりんピック交流大会についてです。10 月 20 日に、名和総合運動公園を発着とした町内約 78 k m コースでのサイクリング交流大会、10 月 20 日・21 日にはソフトボール交流大会を大山野球場・大山農村運動広場で開催いたしました。

当日はサイクリング交流大会及び大山ライド 2024 で 166 名、ソフトボール大会で延べ 450 名の参加があり、ボランティアの皆さんをはじめスタッフ・町民のみなさんの応援もあって、無事盛会のうちに終えることができました。

続きまして報告第 17 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 115 号 ～ 日程第 8 議案第 119 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第 8、議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町社会体育施設等）までの 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 115 号 大山町定住促進子育て住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、設置及び管理に関する事項について定めるもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本条例案は、子育て世代の町内への定住と、町外からの移住の促進を図ることを目的として集合住宅を整備し、建設及び維持管理を民間事業者の知識と資金を活用するため、制定するものであります。

続きまして、議案第 116 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、改正する内容が 2 点ございます。

1 点目に、法の一部改正に伴い、用語の定義の追加、引用する規定の改正等、所要の改正をするものです。

2 点目に、特別医療費助成制度の運用にあたり、受給資格認定審査のため必要な各種情報を、個人番号を利用して照会できるよう条例別表 1 及び 2 の事務欄及び特定個人情報欄の記載の整理をするものです。

本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして、議案第 117 号 大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部が改正され、国の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本町も同様に限度額の引き上げを行うため、条例を一部改正するものです。

本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして、議案第 118 号 鳥取県町村総合事務組合規約を変更する協議については、令和 7 年度から鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務に、公立学校の学校医、学

校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を加えることから、同組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第 290 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定については、大山町社会体育施設等の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設の今後 3 年間の指定管理者を公募し、指定管理者選定委員会で審査を行った結果、株式会社チュウブが指定管理者に選定されております。

なお、指定管理の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 120 号 ～ 日程第 17 議案第 128 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 120 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 17、議案第 128 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 9 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 120 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、国の総合経済対策の閣議決定に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して低所得世帯に給付金を給付する『物価高騰対応低所得世帯支援事業』や、小中学校の情報機器更新に係る費用の新規計上、令和 6 年大雨災害等により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る費用の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に 2 億 7,923 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 124 億 3,019 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 121 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 3 号）については、児童手当の増額に伴い、既定の歳入歳出予算に 4 万円を追加し、予算総額を 2,877 万円とするものです。

続きまして議案第 122 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）については、既定の歳入歳出予算に、22 万 6,000 円を追加し、予算総額を 19 億 7,785 万円とするものです。

歳入につきましては、特別調整交付金の増額が主なものです。歳出につきましては、特別調整交付金申請支援業務委託料が主なものです。

続きまして議案第 123 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第4号)については、会計年度任用職員等の人件費並びに名和及び大山診療所の光熱水費の補正が主なもので、既定の歳入歳出予算に、365万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3億5,623万8,000円とするものです。

続きまして議案第124号 令和6年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、後期高齢者保険料の還付金の増額に伴い、既定の歳入歳出予算に20万円を追加し、予算総額を3億1,494万円とするものです。

続きまして議案第125号 令和6年度大山町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に5,139万1,000円を追加し、予算総額を24億262万2,000円とするものです。

続きまして議案第126号 令和6年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第3号)については、エネルギー高騰にかかる温泉館の指定管理料の計上に必要な予算を補正するもので既定の歳入歳出予算に200万円を追加し、予算総額を1,590万5,000円とするものです。

続きまして議案第127号 令和6年度大山町索道事業特別会計補正予算(第2号)については、予備費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に30万円を追加し、予算の総額を3,290万円とするものです。

これは、今年度急を要する修繕等があり、予備費にて対応したため残額が1万2,000円となっており、不測の事態に備え増額するものであります。

続きまして議案第128号 令和6年度大山町下水道事業会計補正予算(第3号)については、児童手当の増額が主なもので、下水道事業収益及び費用をそれぞれ8万円増額するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(米本 隆記君) ここで、休憩とします。

再開は、10時30分とします。議運の方は議長室をお願いします。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

○議長(米本 隆記君) 再開します。

町長より発言の申出があります。許可します。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○議長(米本 隆記君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 失礼します。先ほど提案理由の説明、第127号 令和6年度大山町索道事業特別会計補正予算(第2号)と申しましたが、正しくは(第3号)でございました。言い間違えをしております。訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

します。

○議長（米本 隆記君） 本日、小谷英介議員から、議員の辞職願が提出されましたので、会議規則第 99 条第 2 項の規定により報告いたします。

お諮りいたします。小谷英介議員の議員辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、小谷英介議員の議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程をタブレットに配布しますのでしばらくお待ちください。

追加日程よろしいでしょうか。

追加日程第 1 議員辞職について

○議長（米本 隆記君） それでは、追加日程第 1、議員辞職についてを議題といたします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（野間 光君） はい。それでは小谷議員の辞職願を朗読いたします。

辞職願、今般下記の理由により議員を辞職したいので大山町議会会議規則第 99 条により許可されますようお願い出ます。

（理由）大山町長選挙立候補のため。令和 6 年 12 月 10 日 大山町議会議員 小谷英介。大山町議会議長 米本隆記 様。以上です。

○議長（米本 隆記君） お諮りします。

小谷英介議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、小谷英介議員の議員辞職を許可することに決定しました。

○議長（米本 隆記君） ただいまの小谷英介議員の議員辞職に伴い、広報常任委員会委員及び広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

広報常任委員会委員の選任と、広報常任委員会委員長の互選と、議会運営委員会委員の選任についてを、日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員の選任と、広報常任委員会委員長の互選と、議会運営委員会委員の選任についてを、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。追加日程をタブレットに配布しますのでしばらくお待ちください。

追加日程よろしいでしょうか。

追加日程第2 広報常任委員会委員の選任について

○議長（米本 隆記君） 追加日程第2、広報常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報常任委員会委員に欠員が生じたので、この補充のため委員を選任したいと思います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。広報常任委員会委員に、島田一恵議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員は、ただいま指名したとおり、選任することに決定しました。

なお、任期は、残任期間の令和7年4月23日までといたします。

○議長（米本 隆記君） これから休憩を取りますので、広報常任委員会を開催して、欠員となっています委員長を互選してください。しばらく休憩します。

再開は、追って号鈴でお知らせします。

午前10時35分休憩

午前10時38分再開

追加日程第3 広報常任委員会委員長の互選結果の報告について

○議長（米本 隆記君） 再開します。

追加日程第3、広報常任委員会委員長の互選結果の報告をします。

休憩中に開催されました広報常任委員会において、委員長の互選が行われました。

その結果、広報常任委員会委員長に、近藤大介議員が選任されました。なお、委員長に選任された近藤議員が副委員長でしたので、欠員となりました副委員長には、池田幸恵議員が選任されました。

以上で結果報告を終わります。

追加日程第 4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（米本 隆記君） 追加日程第 4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員に欠員が生じたので、この補充のため、委員を選任したいと思います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

議会運営委員会委員の選任については、慣例により、欠員となりました広報常任委員会から近藤委員長を指名したいと思います。

お諮りします。議会運営委員会委員に、近藤大介議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。なお、任期は、残任期間の令和 7 年 4 月 23 日までといたします。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日 12 月 11 日に 会議を開き、議案についての質疑を行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午前 10 時 39 分散会